

○城田参事官補佐 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまよりデジタルアーカイブに関する「実務者検討委員会」第6回会合を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、関係者の皆様にはお集まりいただき、まことにありがとうございます。

まず、議題に入る前に配付資料の確認をさせていただきます。

議題「1. 有志会合における議論のまとめ」、こちらは資料番号がついていないのですが、
「実務者検討委員会有志会合での議論のまとめ」という資料が資料1でございます。

「利活用モデルの模索やそのための制度的課題の整理」ということで、別途、クリップ
どめしている資料が資料2となります。

議題「3. 「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示（素案）」について」ということで、資料3。

それと、「ジャパンサーチ試験公開版の一般公開について」ということで、資料4-1
と4-2。

最後に、「第二次中間とりまとめ」の方向性について」ということで、資料5を配付
しております。

不足はございませんでしょうか。

それでは、これ以降につきましては、高野座長に進行をお任せしたいと思います。よろ
しくお願いします。

○高野座長 高野です。よろしくお願いいたします。

今日は、お手元の議事案のように、5つあります。全体で2時間の予定ということですので、
よろしくお願いいたします。

最初に、議題「1. 有志会合における議論のまとめ」ということで、これは私から報告
することになっております。

まず、前回の第5回実務者検討委員会の中で、具体的な細かいジャパンサーチの議論と
かは全体会合では届かないだろうということ、有志会合というものを有志の委員の方々に
集まっていただいて、自由に出入りしていただく形で議論の場を作ろう。そこでの議論
の結果をここにまた持ち上げて、決めるのはこの場でというお話しをしました。それに基づ
きまして2回開催いたしました。ここに書いてありますけれども、11月27日と12月13日。
それぞれ13名、10名ぐらい、人数は一、二名違うかもしれませんが、ご参加を得ました。
場所は、私の研究室でさせていただきました。

議論の概要については、かなり詳細なメモが昨日の夜、私のチェックも遅れてしまった
のですが、メールで皆様にお送りしていると思います。何か結論を出すような会議
ではなかったので、いろいろな方から両立しないようなコメントをいっぱいいただいたと
いう様子が、その概要を見ていただくとわかると思います。

今日、ここでは、その中で具体的にみんなではっきり合意がとれるなら、この場で合意

していったらいいなという項目がこのぐらい挙がったということを経験させていただいて、それについての議論を少しできればということです。

ここに2番目のポチで書いた、ジャパンサーチについて、主に次の論点について議論したということで、開発体制はどうしよう、今までは国立国会図書館（NDL）ということで実質的にやっていただいていますけれども、今後も含めてどうしていくかという議論がちょっと出ましたが、NDL担当者は外注でつくっているのではなくて、内部のスタッフから成る小さなチームでつくっているということでしたので、発注の期限が終わってしまって、その後、手が出ないということではなくて、継続的に協力いただけるということだったので、NDLチームにとりあえず、しばらくお願いするということがいいのではないかという議論になりました。

運営体制は、サイトのポリシーとか全体的な責任をとるのはどうしようということで、それをNDLの小さなチームに全部お願いするというのも酷な話なので、外とのやりとりとか、全体をどういうふうにしていったらいいかというのは、実務者検討委員会、この場所で議論しながらステアリングをつくるなり、改めてNDLにお願いするなりということをするべきだということになりました。

公開日・公開方法については、後ほどNDLのほうから具体的な話があると思いますが、ここでいろいろコメントが出たのは、かなり複雑ないろいろなシステムなので、公開前に動作確認等は慎重にやって、むしろ余り自信がない部分については、リリースを少しおくらせるとか、部分的なリリースにとどめることも検討したらいい。あるいは、この中の人ではなくて、リアルなユーザー、外の人にちょっと使っていただいて、そのフィードバックをいただくというのも公開前にできたら理想的だし、公開後、そういう努力をしていこうと。

それから、広報との連動ということで、この実務者検討委員会あるいはその前身がかなり何年も議論しているというのは、そこそこ多くの人知っていて注目しているだろうから、それについての割とわかりやすいアウトプットが今回出るということなので、広報をどう適切に連携していくか。一部の新聞が部分的な情報で今月末に出ますとか、いろいろなニュース記事になっているわけですが、正式にこちらから日にちを決めたり、アナウンスするときには、それなりの公的な手段でやったらいいだろうという話が出ました。

あと、ちょっと雑駁な話だと、ドメイン名が「jpsearch.go.jp」となっていたのですが、それでも、「search.go.jp」や「japan.go.jp」がいいのではないかとか、そもそもjpがjapanだから、前につけなくていいねという話も出たのですが、これはそこまでやる必要はないのではないかと話にその後なりました。

サイト構成については、これは皆様にもアイデアを出して使っていただいていると思いますが、トップページと検索機能とかギャラリーなどについて、皆さんにいろいろなコメントを出したということです。

つくっている人間のこだわりとしては、カスタム検索とかノート機能というものをかな

りプッシュしてきているのですけれども、これを一緒にたにリリースしてしまうことが適切なのかどうかという議論もありました。

検索結果の示し方で、データ提供機関にとってメリットのあるようなリンクのつけ方をどう工夫していくか。今回、特にアグリゲーターみたいな文化遺産オンラインとか、いろいろなところが中間的なまとめ役をしたときに、そもそも大もとの研究機関、提供機関へのリンクを優先すべきなのか、それともアグリゲーター、つなぎ役の人たちのところをまずは指せばいいのかという議論がちょっとありました。これは、結論が出るような話ではなかったと思います。

あと、想定ユーザーをそもそもどこに、一般的な人を中心に考えるのか、それともそこそここういうものに興味を持っている専門家ダッシュぐらいの方を考えるのか、あるいはデータ提供をしている人にとって、すぐメリットがあるようなことという想定ユーザーで考えるのかという議論もございました。

公開前の動作。これは、上でちょっと言いましたけれども、きちんとやっていったほうがいいだろうという話をしました。

3番目のポチで書いた、ジャパサーチ(試験公開版)の連携対象について、私は、Museum的アプローチと考えて書いたのですけれども、Europeanaがこれですが、画像とか音声など、何らかの形でデジタルコンテンツにたどり着けるようなものだけが入っていて、そこで探して、最後のところまで行ったら、ジャパサーチの中で楽しめるかもしれないし、行った先で楽しめるかもしれないけれども、そういうデジタルコンテンツがどこかにあるということを示す。ギャラリーなどがこういうタイプだと思います。

そういうアプローチと、バーサス、Library的アプローチと書きましたけれども、どちらかというところ、その館に本当に足を運べば本が読めますとか、美術品もそこで見られますけれども、今、写真等はお出しできませんというものも全部入れて、目録のような形で所在を示すということを中心に考えるのか。コンテンツの形式が別にデジタルでなくても構わないぐらいのところまで行って、情報提供がデジタル的に行われているという形なのかもしれないという、この2つのアプローチが有志として集まっていた先生方の中でも随分感覚が違って、分野による状況の違いもあって、なかなかまとまらないなという気がしました。

今回、ジャパサーチをつくる時にどっちを中心に考えるのか、あるいはそれをハイブリッドで考えるのかということについては、少し議論が必要だろうと思いました。

それから、連携単位というものを、今、NDLからお願いに行くときに、データベース全体を出してください、全体について、こういう形で情報提供できないですか。どちらかというとLibraryはそういうアプローチで今までつないできましたので、どうしてもそういうお願いの仕方になるし、聞かれたほうもそういうつもりで答える場合が多いのですが、2万点あるけれども、そのうち150点だけだったら写真もついているし、ジャパサーチが求めているようなMuseum的アプローチに適した形で提供できるという場合があっても、それはな

かなか受け入れないということがありました。なので、Library的アプローチとして、今まで連携を模索したけれども、Museum的アプローチ的には、もう一回やり直す必要があるかもしれないという感じがしました。

そもそも連携拡大というものをどういうふうに進めていったらいいかという議論も出ました。

時間をちょっと超過しましたがけれども、こういう論点で有志会合では意見が出たということです。

今日は、後でジャパンサーチ試験公開についてというところで、具体的な公開の形とかスケジュールについては議論されると思いますので、ここでは、これだけの情報だけで議論しろと言ってもあれですけども、後の議題4のあたりで少し皆様のご意見、ぜひここで言っておきたいということがありましたら、ご意見をいただければと思います。よろしいでしょうか。

議題1についてはここでとどめまして、議題2に移らせていただきます。議題2は「利活用モデルの模索やそのための制度的課題の整理」ということです。

知財事務局では、このたび、デジタルアーカイブに関する諸外国における政策調査を今年度行っておりまして、その委託を受けていただいたNPO法人映像産業振興機構、皆さんご存じかもしれませんが、VIPOから報告書案を持ってきていただきました。榎田さんに来ていただいておりますので、榎田さんからご説明いただければと思います。15分ほどでお願いいたします。

○榎田事務局次長　ご紹介にあずかりました映像産業振興機構(VIPO)の榎田と申します。よろしく願いいたします。

今回、当機構が受託・実施させていただきました「デジタルアーカイブに関する諸外国における政策調査」について、その概要をご報告させていただきます。

その前に、ご存じの方もいらっしゃると思いますけれども、私どもVIPOではJACCというエンターテインメント系の総合統合検索エンジンをやっておりまして、幾つかのエンタメ系のデータベースを連携させて検索ができる形をとっておりまして、今、10万件ほど日本のエンタメ系のいろいろなデータが入っております。そのうち、2万6000件は既に英語化されていて、海外からアクセスができるような形になっておりまして、民間としては私どもだけだと思いますけれども、ジャパンサーチのエンタメ系のアグリゲーターとして指名されておる次第でございます。

では、調査報告に関してご説明申し上げます。

まず、お手元にあります資料の1ページをご覧ください。調査目的でございますけれども、本調査は、海外の主要アーカイブ機関等の取組実態を調査・整理し、我が国のデジタルアーカイブ施策検討の基礎資料とすることを目的としております。海外の中でも、特にさまざまな取り組みが進められているEU、米国に加えて、国立図書館等の機関が主導する

形で取り組みが進められている中国と韓国を対象として、各国でデジタルアーカイブがどういった制度・政策のもとで構築・運用されているかといった情報を収集・整理する目的で実施されました。

実施内容は、図1-1に記載されておりますように、調査項目の設計を行った後、各国で文献調査とヒアリング調査を実施し、その内容をもとに各国の取り組み状況を整理・解説を加え、有識者による検討会を実施し、最終的にそれらを調査報告書としてまとめさせていただきました。

2ページの図1-2の実施体制でございますけれども、当機構が中心となって、時実先生に監修者として調査内容に関するアドバイスと解説をいただき、みずほ情報総研に調査項目の検討と調査結果の取りまとめを支援していただく形で実施いたしました。

次に、調査結果の概要でございます。3ページにまとめてございます。ここをちょっと詳しくご説明申し上げます。

ご覧いただけますように、項目としては、状況、著作権、二次利用、長期保存利用補償という4項目に、それぞれEU、中国、韓国、米国という形でまとめてございます。

まず、状況のほうでございますけれども、EUでは、皆様よくご存じのように、2007年からデジタルアーカイブへの投資が進展し、各国の取り組みは概ねEuropeanaの影響下と考えております。

中国においては、書籍や雑誌のデジタル化は進展している一方、各アーカイブ機関が個別に取り組みを行っており、デジタルアーカイブのネットワーク形成にはまだ至っておりません。

韓国は、取り組みの歴史は長く、情報政策の一環として推進されている一方、各アーカイブ機関が個別に取り組みを進めているため、中国と同様にデジタルアーカイブのネットワーク形成には至っておりません。

それから、アメリカでございますけれども、国家としてのデジタルアーカイブの推進計画は存在せず、各アーカイブ機関が個別にデジタル化を推進しており、Europeanaに倣って設立されたDPLA等により活動が統合されつつありますというのが、まず4地域の状況でございます。

次、デジタルアーカイブに関する著作権について、EUでは、デジタル単一市場の形成のために、各国間の制度的差異の解消、域内における保護コンテンツへのアクセス性の向上に向けて制度整備が進められている現状でございます。

それから、中国では、デジタルコンテンツの多くはライセンスで提供されているため、著作権問題は顕著ではありません。

それから、韓国においては、図書館等がアーカイブ化のために、図書、文書等のオンライン資料を複製できることが法的に定められております。

また、アメリカでは、フェアユースと呼ばれる規定により、著作物を公正利用する行為に対して著作権の効力は及ばないとされております。というのが著作権項目の簡単な概要

でございます。

次が二次利用について。EUでは「図書館、博物館等の記録資料は、商業・非商業の両方の目的で二次利用できるべきで、オープン標準を用いてメタデータ付きのオープンな機械可読方式でのコンテンツ利用を促進する」という一般原則が策定されているようでございます。

中国では、二次利用については明確化されておらず、条件表示の促進について検討がなされている段階です。

韓国は、政府・自治体・公共機関等が作成した著作物の利用を推進する「公共著作物」制度が定められており、条件に基づき、公共著作物を自由に利用することができます。

米国は、フェアユースの観点で利用が進んでおり、例えばメトロポリタン美術館など、著作権の切れたコンテンツの画像をCC0で公開するなどの動きもあります。というのが二次利用です。

次に、長期利用保証については、EUの情報は残念ながら取得できておりません。

中国は、持続的なデジタルアーカイブ構築のために、アクセスの長期保証が重要との認識を持っているということはわかっているのですが、それ以上の具体策はまだわかっておりません。

韓国の場合、行政機関や国立中央図書館のアーカイブ化は、法的根拠を持って長期保存と利用を保証しており、電子記録物の長期管理フォーマットの技術規格も国家記録院が標準化して提供しております。

アメリカでは、各アーカイブ機関が独自のデジタル保存方針を作成する責任を負っているというのが調査結果の概要でございます。

EUやアメリカは、皆様、ご専門のお立場だと思しますので、中国、韓国の概要がなかなかわからないということで、今回の調査の眼目でもあったわけですが、そちらを終えましたので、ここをもう少し詳しくかいつまんでご説明申し上げたいと思います。

まず、中国の状況と利活用事例でございますけれども、37ページ、38ページをご覧くださいませでしょうか。先ほどの概要のところでご説明申し上げましたように、中国ではデジタルアーカイブの統合的なポータルは存在しません。書籍は国家図書館、放送番組はCCTV、映画は映画資料館、公文書は国家档案局、文化財は故宫博物院、学術情報は中国知網(CNKI)。それから、万方データなどが個別に取り組みを行っているという状況でございます。

それから、中国国家図書館の活用事例としては、46ページをご覧くださいと、真中のほうに4点ほど載っています。中国は、デジタル図書館というモバイルアプリをやっているようで、これは結構国際的にも先進的というか、珍しい取り組みで、中国でスマホ中心の生活だったり、いろいろな活動がすごく盛んになっていますが、積極的に利用されていると見えます。実際、どの程度のユーザー数なのかというところまでは、私どもではなかなかわからなかったですが、これが一つのユニークな点かなと感じております。

それから、中国知網(CNKI)の活用事例は、52ページをご覧くださいませと、中華医学

学会と連携して構築した「中国病院知識倉庫」というものがございまして、全国の病院、製薬企業などの研究開発に利用されているということで、医学の学術ジャーナルや博士論文、それから専門新聞紙等が収録されているということで、広く使われているということでございます。

次に、韓国の状況は、56ページでございますけれども、中国と同様、韓国にも統合的なポータルはなく、公文書は国家記録院、図書などは国立中央図書館、図書以外の文化コンテンツは韓国コンテンツ振興院が中心になってデジタルアーカイブに取り組んでいます。

韓国中央図書館の活用事例は69ページです。特徴的な活用事例としましては、国立中央図書館が韓国最大のポータルサイト「ネイバー」が提供する学術情報専門の検索ポータル「アカデミック・ネイバー」では、韓国国立中央図書館のオープンAPIが活用されている。

また、国立中央図書館のデータをテーマごとにキュレーションした「デジタルコレクション」も24種類つくり、ウェブで公開されているということでございます。

最後に、デジタルアーカイブの課題ということにちょっと絞ってご報告したいと思ます。

まず、Europeanaの課題ということで、20ページ、21ページに戻っていただきまして、Europeanaの最新戦略である戦略2020は、主な課題として次の3つを指摘しております。

まず、1点目として、Europeanaとコンテンツ共有が課題ということで、コンテンツを提供したことに対するインセンティブが少ないため、ほとんどのアーカイブ機関は最低限の水準の努力しかしていないという指摘がされております。言いかえると、欧州のアグリゲーションのインフラがより複雑に、遅く、扱いにくくなったということでもあり、コンテンツをアップロードするプロセスが明確でなく、参加機関にとってメリットが少ないことが課題とされています。

2点目としまして、エンドユーザーに対するより現代的なアプローチが必要となっているということございまして、Europeanaはデジタル化時代の多様な情報流通・アクセス手段を有する現在の欧州市民に働きかけるために、より良くスマートで現代的なアプローチ方法を模索する必要がありますということで、エンドユーザーから見たときのユーザビリティが低いということで、もっとユーザーフレンドリーなものになっていかなければいけないのではないかとこのようです。

3つ目の課題は、Europeana自体の全体のシステムの中で、明確な役割や責任の区別がないということで、さまざまなアーカイブ機関とか専門家とすごく巨大なネットワークをつくっているのですが、そのロールズ・アンド・レスポンシビリティーズ、役割と責任が不明確なために、うまく有機的に相乗効果が生み出せるような形になっていないので、そこに対するアプローチが必要だろうという3点がEuropeanaの場合は課題として指摘されている。

それから、韓国の課題ですけれども、また飛びまして申しわけございません。72ページです。韓国のデジタルアーカイブに共通する課題としては、国家のデジタル化計画の再検

討とメタデータのさらなる整備の2点、挙げられました。デジタル化、イコール、アーカイブ化ではありませんので、アーカイブ化を考慮したデジタル化を考えるべきですが、韓国は取り組みが早かった分、デジタル化だけを中心に進められてきてしまっておりまして、改めてアーカイブ化という点を考慮して、データのライフサイクル等を含めて計画を立て直す必要があるという状況で、それが韓国が一番大きな課題となっております。

また、既存のデジタル化資料は、メタデータに関して整理されていない場合が多く、その作業を改めてしなければいけない点も課題となっております。韓国では、既にデジタル化されたコンテンツが1000万件を超えている一方、メタデータがないため、検索がうまくできない状況にあります。メタデータの付与作業を今から行うのは物すごく大変でございますので、始めるとしても、その議論を十分に深める必要があるというのが、今、課題となっております。

それから、ちょっと違ったアングルからの課題としましては、アナログの再生機器がなくなっていること。それから、編集によって解釈の余地があること。地方資料のデジタルアーカイブが進まないといった意見も見られました。

たまたま私、先月12月に韓国のコンテンツ振興院に行ってみましたが、そこでアーカイブ化はどうしていますかという話をちらっとしたときには、テレビのほうはやっていたけれども、今はここに書いているような問題があって、とまっていますとおっしゃっていましたので、先に始めた分、韓国は結構大変そうだなという感じがしております。

それから、DPLAの課題は85ページに書いてあります。動画などの特定の種類のコンテンツをホストする高額な費用をどう賄うかという点とか、権利とライセンスの問題。それから、ここに書いてありますように、2万6000を超える異なる著作権表記があるということですが、本当に2万6000あるのかなと思いますが、いずれにせよ、一般市民がその利用条件を容易に確認することが難しい。

それから、テクノロジー分野の最前線を維持し、Europeanaなどの他機関と共有可能なインフラ構築。

それから、新たなメタデータスキーマによるメタデータの改良という5点が挙げられております。

それから、同じくアメリカにありますインターネットアーカイブは、100ページに、簡単ではございますが、書いてございます。インターネットアーカイブの創設者、ブリュースター・ケール氏によると、大学、図書館、博物館などの施設が現在のユーザーのデジタル化の現状に適応できていないことが大きな課題だと考えていますということで、大学、図書館等は世の中の流れについていくことが、予算面、人的資源の面で大きな課題となっている。

それから、アメリカにありますハーティトラストのほうも100ページの下のほうに載っていますが、事務局長、マイク・ファーロウ氏は、次の3点の課題を挙げております。

まず、アメリカでハーティトラストやDPLAなどのアーカイブ機関を支援する連邦あるい

は国家機関からの安定的な資金提供が存在しないことが課題である。

それから、2つ目の課題として、メタデータ標準はあるのですが、慣例やガイドラインは図書館あるいは時によって異なることがあるということです。

最後に、3つ目として、20世紀の著作権法が複雑で、さまざまな要素によって条件が異なることも課題と考えているということでございます。

各国共通の課題としては、105と108ページに簡単に書いてありますけれども、多言語メタデータの付与であるとか、メタデータの統合検索、それから多言語による検索などが、調査を通じて挙がってきた各国共通の課題であるということでございます。

以上、簡単ではございますが、調査結果の概要のご報告となります。ありがとうございました。

○高野座長 どうもありがとうございました。

それでは、ご質問、コメント等ございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。EuropeanaとかDPLAとかアメリカの状況については、委員の方々もご存じかもしれませんが、広く中国・韓国まで含めて調べる機会はなかったもので、こういう調査報告はいい機会だったかなと思います。いかがでしょうか。

後藤さん。

○後藤准教授 後藤でございます。大変詳しいご報告ありがとうございます。

ただ、特に博物館分野も含めた、もう少し情報提供というか、広げたほうがいいのかという感想を持ちました。例えば、韓国は統合ではないですけれども、韓国の博物館は既にデジタルネットワークを全部持っておりまして、その中で各公共博物館は国の博物館にデータを提供して、統合検索ができるようにすることをまさに政策として進めています。それが場合によっては各博物館の評価にまでつながっているという事例があります。これは、関連する情報提供です。

あと、デジタルの長期保存という点では、iPRESのような学会もありますので、そのような議論も少し関連するといいいのかと思います。

以上です。

○榎田事務局次長 ありがとうございます。

○高野座長 ほかにいかがでしょうか。

田良島さん。

○田良島課長 大変参考になりました。

1つは、質問ですけれども、台湾は調査対象としてご検討されましたか。

○榎田事務局次長 入れていません。

○田良島課長 政府レベルでの調査はなかなか難しいかもしれませんが、かなりいろいろな形で進んでいる。例えば、私どもの博物館分野で申しますと、台北の故宮博物院は一昨年ですか、収蔵品の画像データベースをオープンデータ化しておりまして、そもそも日本の文学紀要の非常に大きなデータベースというのも、長崎さんとかですけれども、

文化研のパートナーは台湾の組織でございますし、かなり参考になるデータがたくさんあるのではないかと思いますので、こういう報告書をもとにある程度評価するというのであれば、何らかの形で確認したほうがいいかなと思いました。

以上です。

○高野座長 確かに、academia sinicaが生物史も含めて、ボキャブラリーセットをちゃんと管理しているところがありますね。政府は、台湾は難しいですかね。なかなかそういうデリケートなことがあるかもしれないですけども、情報としてはぜひ知りたいという気がします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

では、次の議題に移らせていただきます。3番目は、「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示」ということで、今日のメインの一つだと思いますが、知財事務局からご説明ということですよ。

○城田参事官補佐 「デジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示の在り方について」、今年度の一つの大きな成果になる想定でございます。以前から課題として取り上げていたものであり、今回の内容はジャパンサーチの仕組みにも反映される予定でございます。

まず、「目的」といたしまして、デジタルアーカイブ社会の実現のため、デジタルコンテンツがどのような条件下で利用できるか、わかりやすく示すことが求められております。

現状は、それぞれのデジタルアーカイブにおいて独自の利用条件を定めております。また、英語での利用条件を発信できているものもほとんどございません。グローバルな活用を促す観点からも、一定程度標準化されたわかりやすい利用条件表示が求められております。

我が国のデジタルアーカイブにおける望ましい二次利用条件表示につきましては、CCライセンスやRights Statementsなど国際的に普及しているライセンスやマークを踏まえつつ、我が国独自に必要なものはないかも含め、検討を行ってまいりました。また、検討に当たっては、有識者からのヒアリングも参考にしています。こちらは、前回ご報告したものでございます。

本資料の二次利用条件表示のマークの対象につきましては、アーカイブ機関が作成したデジタルコンテンツを専ら対象としております。

「2 二次利用条件設定に当たっての基本的な考え方」につきまして、「デジタルアーカイブの構築・共有・活用ガイドライン」から関係箇所を抽出し、デジタルアーカイブの提供側が二次利用条件の表示を検討するに当たっての考え方を示す。第5回実務者検討委員会の生員構成員の発表資料を踏まえ、必要に応じてガイドラインの内容を修正しております。

大きく修正のあった箇所ですが、2ページ目、公開ポリシーの考え方につきまして、「ア

アーカイブ機関は、自らが作成・保有するデジタル情報資源について、それぞれ種類ごとに公開範囲を決めるとともに、第三者が二次利用する場合の条件についても決めることができるし、決める必要がある」という記載を少し改変・要約しております。

二次利用条件表示の考え方につきまして、「二次元の作品を正面から撮影した場合や、三次元の作品であっても三面図的に記録した場合は、新たな創作表現がないとして、撮影者やデジタル作成者の著作権が認められない場合も多いと考えられる。」ということをお前の生貝先生の意見を踏まえて修正しております。

また、「著作権法による保護の対象とならないデータであっても、そのデータの活用においては、作品や作者への敬意を示すと共に、データ提供元の各アーカイブ機関やデータ作成者等の貢献について社会的に広く認知してもらうため、また、データの信頼性を担保するため、活用者に対して、二次利用に際し出典や所蔵館等の表記を正確な形で行ってもらえるよう、更に第三者に誤解を招く改変などは行わないよう望ましい表記事項等のお願いをアーカイブ機関がウェブ上に掲載することは考えられる。」という記載に修正しております。

「3 望ましい二次利用条件表示」につきまして、第5回実務者検討委員会及び有志会合での議論を受けて、以下のとおり提案させていただきます。

デジタルコンテンツの二次利用条件を表示するライセンス又はマークとしては、次のものを利用することが望ましい。

- ・国際的に普及しているパブリック・ドメイン・ツール及びCCライセンス。この中でも、特に、PDM、CC0、CC BYを強く推奨いたします。

- ・Right Statementsからは、著作権あり、著作権あり－教育目的の利用可、著作権なし－他の法的制限あり、著作権未評価のマーク。

- ・日本独自表示としては、裁定制度を利用した著作物であることがわかるマーク（著作権未決定－日本孤児著作物）というところを推奨として挙げさせていただいております。

表1をご覧くださいと、今、申し上げたところ、赤い文字で書いてあるところが我が国のデジタルアーカイブの二次利用条件表示として推奨する候補となっております。◎が特に推奨するものです。

4 ページ目、「二次利用条件表示に関する留意事項」につきましても、ガイドライン及び第5回の生貝先生のコメントを踏まえまして、必要に応じてガイドラインの内容を修正しております。

利用条件の表示方法につきましては、ガイドラインのp. 16-17から抜粋したものでございます。

5 ページ目、利用条件表示の検討に当たっての留意点ですが、「CC0とは、全ての著作権等の権利を放棄することを意味する。これは、著作権に基づいて訴訟を起こす権利、逸失利益等が出て損害賠償を求める不法行為に基づき訴訟を起こす権利等も含めて放棄し、著作人格権など放棄できない権利については行使しないことを約束するといったことなど

が含まれる。最近、海外のデジタルアーカイブでは、創作性の有無に疑いの生じ得るパブリック・ドメインのデジタル複製物に関しては、CC0が推奨されており、実際、多くのアーカイブ機関では非常に大規模にCC0の表示を採用する例が増加している(メトロポリタン美術館、アムステルダム国立美術館、シカゴ美術館など)。こちらも、前回の生貝先生のご指摘から追記しております。

その下の箇所につきましては、今回、有識者の方々から意見をいただいたところ、日本のパブリックドメインマークの範囲で付与してよいという考え方であるとわかったことから、削除しております。

その下、「デジタルコンテンツにクリエイティブ・コモンズ・ライセンスやCC0等を適用するに際しては、アーカイブ機関自身が、デジタルアーカイブの対象となる元の作品の権利者であるなどの誤解を招くことが無いよう、あくまでライセンスや権利放棄の対象となる権利は、当該デジタルコンテンツに関して、アーカイブ機関自身が有する著作権等の権利であることを分かりやすく示すことが望ましい」という記載を追記しております。

6 ページ目に移りまして、著作権法改正を巡る最近の動向につきましても、本資料に載せることがよいとの指摘がございましたことから、ここに追記を予定しております。(47条美術館のサムネイル画像のインターネット発信、67条国・地方公共団体等の裁定制度の利用における供託金不要化等)でございます。こちらにつきましては、文化庁著作権課様とも相談して、記載したいと思っております。

「5 ジャパンサーチでの権利表示の在り方」につきまして、検索結果において、デジタルコンテンツの二次利用条件が簡単に分かるよう、かつ、検索の絞込みでも使えるようにする必要がある。特に、検索結果での表示においては、活用者が用途別、利用条件別に一目で分かるよう、早見表を付ける。

また、英語での権利表示も用意する。

7 ページ目、ジャパンサーチにおける設定につきまして、コンテンツ権利区分の選択として、本資料で推奨する、先ほどご紹介した13の項目及び「その他」を選択可能とする。

また、ジャパンサーチの検索結果の表示につきましては、ジャパンサーチの検索結果の詳細画面においては、用途別での利用方法をわかりやすく示すため、早見表を用いる。

こちらのデザインにつきましては、資料の真中にございますような感じで、もとの条件表示、ここですとCC BY-SA 3.0と、このCC BY-SA 3.0がどういった利用が可能かということ、教育、非商用、商用の項目で、利用可、条件付き利用可、利用不可というところで表示しております。こちらにつきましては、○、×、△等の記号を用いて、一目瞭然となるような表記がよいのではというご意見もあり、検討したいと思っております。

最後に、8 ページ目、検討のためのプロセス表を作成中でございます。フローチャート図を用意するよう要望がありまして、イメージとしては、二次利用条件表示を設定する際に確認する事項と手順を示すようなものを用意する予定でございます。

以上です。

○高野座長 どうもありがとうございました。前回までに比べて、大分整理された感じがいたします。

さらに、コメント、質問等ございましたら、お願いいたします。10分ほど時間をとってありますので、ご自由に。いかがでしょうか。

前回、白鳥室長から質問されたときも、実際の文化財についての権利ではなくて、デジタルについてのものであることを明確化し、そういう誤解がないようにということで取り組まれたと思います。

はい。

○細矢副コレクションディレクター コメントじゃなくて質問ですけれども、このガイドラインができれば、最終的にはどういうところで公表されるような形になるのでしょうか。

○城田参事官補佐 現状ですと、知財事務局のホームページに公表しております、こちらをリバイスして、同じように公表するという事を考えております。

○細矢副コレクションディレクター そうすると、例えば私たちの場合はサイエンスミュージアムネットを運営していて、それはCC BY、CC0でお願いしますとやっていますけれども、最初の段階で説明が理解できない、単語が全くわからないとか、詳しい説明が欲しい。けれども、クリエイティブ・コモンズのホームページだと初心者には難しいというので、結構大変だったんですね。なので、こういうものがあれば、ここを見てくださいということができるので、非常にいい材料になるのではないかと思います。

○高野座長 有志会合でも議論があったのですけれども、ジャパンサーチをぽんとサービスとして立ち上げるだけじゃなくて、こういうことについての啓蒙的な拠点にもきっとできるのではないかと。ジャパンサーチの中じゃないかもしれないけれども、隣接したサイトとして、この実務者検討委員会とか知財のほかのところ得られた知見から、国としてこういう方向に行ったらいいのではないかとという資料が一覧できるような場所を用意したらいいねという話も出ておりましたので、今の意見を参考にさせていただいて、前向きに考えていきたいと思えます。

○田良島課長 大分まとまってきて、我々機関側としても、特に内部関係者のツールとして非常に役に立つものと思って、努力、感謝申し上げます。

その上で、1つだけコメントといいますか、できれば表現的に変えていただければと思うのが、2ページ目の二次利用条件表示の考え方の4項目ある一番最後です。いわゆる法的に保護されないデータに関するお願いのところですか。私どもは、単に制作者あるいは制作物に対するだけではなくて、どちらかというと信頼性の担保という点で、こちらの表記があったほうがいいたろうと考えているので、「考えられる」という第三者的な立場ではなくて、もう少し積極的な書き方をさせていただいたほうがいいのではないかと。「望ましい」とか、そうすることがデータにとってプラスになるということについて意思表示をしていただければいいのではないかと考えます。この辺、ちょっとご検討いただければと思います。

以上でございます。

○高野座長 よろしく申し上げます。

今は東博に入っているけれども、東博に入るまで何百年も預かったり、維持してきた人たちというのもあるわけで、その人は作者ではないけれども、そういう文化をつなぐということについて貢献してきた人に対する敬意の文言だけでもちょっとあると、随分違うかなという気がしました。

ほかにいかがでしょうか。はい。

○生貝准教授 ありがとうございます。

1つは、田良島様がおっしゃっていただいたところは、僕もそうだなと思います。このジャパンサーチが広く普及していくことで、文化的・知的な蓄積というのが、国民あるいは世界の人たちに広く使っていただけるようになるデータコンテンツというものが増えていく中で、しかし、それを利用するに当たって、本質とはまた違った倫理や価値観といったレイヤーから、どういった振る舞いや行いをするのが望ましいのか。それは、今おっしゃっていただいた、情報の信頼性を担保するというところをもちろん含めてというところでございますけれどもね。

その規約形成というものを、情報の発信、ある種の普及啓発のようなところを含めて進めていく拠点としても、ジャパンサーチ等、こういった統合ポータルが果たす役割というのは大きいところと存じますので、ここはまさに積極的な書き方をさせていただいてよろしいのではないかなということが1つでございます。

それから、もう一つ、若干テクニカルなところになるのですが、全体として、私、前回発表させていただいた内容を含めまして、大変適切におまとめいただいたところだと思います。それで、1つだけ僕自身、まだ少し考えているところでもあるのですが、2ページ目の一番下に、今回、特にPDM、CC0、CC BYを強く推奨すると。世の中で一般的にある、自由に活用可能な仕組みであることを推奨するということを書いていただいておりますところ、PDMとCC0の使い分けというのは、実際に現場等でも悩むことが多いのではないかなと思います。

これも前回第5回でお話しさせていただきましたとおり、PDMというのは何の法的な効果もないものでございます。あくまでこのデータというのは、パブリック・ドメインであるから自由に使ってよいと第三者的に認定するものであります。もちろん、例えば我が国の著作権法の中で、二次元の絵画等を正面から撮影したデジタルアーカイブ等に対して、著作権保護の対象になったりする可能性は多くはないとは思うのですけれどもね。

しかし、それ自体、非常に相対的であるところでは、国際的な観点を含めてあると思われそうですところ、前回ご紹介させていただいた外国の幾つかの事例の中でも、これは少なくともアーカイブ機関として持ち得る各種の権利に関しては、明確に全てオープンにする、パブリック・ドメインとするということ、法的な部分を含めて約束するCC0のほうに推奨としては統一してしまうことのほうが、実際に適用する現場としても悩むことが少ないの

かなと考えている次第でございます。いろいろと実験しながらやっていく部分になると思われるのですけれども、ご留意いただければと存じます。

○高野座長 重要なポイント、ありがとうございます。

PDMはやめましょうと、◎を○にするのか、△にするのかというのを誰が決めるのか、プロセスとしてよくわかっていないのですけれども、ぜひ検討していければと思います。

ほかにいかがでしょうか。後藤さん。

○後藤准教授 ありがとうございます。

大きく3つです。

1つ目は、先ほど田良島さんがおっしゃった2ページの二次利用条件の○の4つ目ですけれども、田良島さんのご意見と少しずれるかもしれませんが、最後の赤い文字「更に第三者に誤解を招く改変などは行わないよう」にするという表現が必要かどうかということが少し気になります。「第三者に誤解を招く改変」とは何かというのが厳密に定義できないと思います。なので、これはこういう改変は誤解されないけれども、こういう改変は誤解されるみたいなことが明確に定義できないので、ここはむしろ削ってもよいのではないかと、私は個人的には考えたというのが1つ目です。

2つ目ですけれども、表1で推奨候補に挙げられております中で、Right StatementsのNO COPYRIGHT-CONTRACTUAL RESTRICTIONS、著作権なしの契約による制限ありに○がついておりませんが、これは博物館の立場からするとあったほうが望ましい。例えば、お寺からある種の契約を受けて、デジタル化して公開するようなもので、ある程度契約があるのでという形になると出しやすくなりますので。

最後はお願いというか、確認に近いようなことですが、これとあわせて、利用条件のお願いをどこかに載せたほうがよいという話が前回の会議でもあったと思いますけれども、そのお願いのひな形的なものをつくるご予定はあるのかということをお聞きしたいと思います。

○高野座長 これは有志会合でもありましたね。こういうことに配慮しながらやってくださいということが、柔らかく、かなり配慮を込めた形で書かれている。ぜひ用意したいと思います。

○後藤准教授 ありがとうございます。

○高野座長 また、それを見て、たたいていただいてということになります。

ほかにいかがでしょうか。

座長からこんなところで聞くのもあれですけれども、立体物の3Dデータみたいな、数値データみたいなものについて、権利というのはどういうふうに移っていくのか。大もとの現物が著作権ありだったら、それは3Dデータをとったら3Dデータにも著作権が移っていくのか。あるいは、大もとが著作権なしのものを3Dで撮影したようなものは、3Dで座標をとったものは、著作権は明らかでないですね。センサーが著作したぐらいのもの。そういうAI著作物と同じような考え方なのかもしれないのですけれども、そういうものの整理もちよ

っと入っていると、今後VRとかでデータができてきたときに、その二次利用、三次利用というのはきっと大きな問題になると思うので、生貝さん、専門家としていかがでしょうか。

○生貝准教授 基本的には、先生おっしゃっていただいたとおり、三次元の立体物を忠実に事実としてデータを測定した、実際、僕も幾つかの3D計測のモデルづくり等々をしたことがございますけれども、そのことについては、追加的な著作権等がデータ作成者に発生する可能性というのは極めて低いのではないかなと存じます。

でございますけれども、こういったところで、先ほどの後藤先生のCONTRACUTUAL RESTRICTIIONSというところにもかかわるところかと思いますが、もとの所蔵館と、そのデータをつくるにもコストがかかる取り組みでございますので、そのデータの用途等に関して、さまざまな約束事というのが、民事的に契約書という形でされているかどうかというのは別として、約束事をしていることが多いだろうということ。

もう一つ、これは例えば同じ3Dでも、僕がお手伝いしている大学等でも、二次元のバベルの塔をもとに三次元の3Dモデルをつくってみたりということを行ったりするのですけれども、完全に忠実にとっただけのデータというのは、欠損している部分を追加したりという作業を含めて、多くないのではないかとということもございます。特に、これから3Dのデータの扱いというのは、デジタルアーカイブでも大変重要になってくると考えられるところ、確かにおっしゃるとおり、どういった形で考えればいいのかということは、僕自身も現場で相談したりすることも多いところですので、追記することが望ましいことと存じます。

○高野座長 恐らく、先ほど後藤さんが言った項目あたりに落ちるのが一番妥当なのかもしれません。何らかの契約によって縛られたりしていますよという、3ページの表の下から2番目ぐらいのところにおさまりますかね。

○生貝准教授 その点について、もう一つ補足ですけれども、確かに契約による制限ありというのと、その他、4ページ目の上から2番目の他の法的制限ありという2つがあって、今回は後者だけを推奨の対象にしているというときに、詳細を忘れてしまったのですが、契約による制限ありというのは、例えば利用できる具体例が制限的に書かれていた記録で、Google等でデジタル化してもらうに当たって、契約的な制限がある場合を想定したものだとしてつくられていた記憶がございまして、済みません、これは後で確認する必要がありますけれどもね。

そういった場合以外のもの、まさしく先ほどの所蔵元とのかかわりという非常に重要なところも含めて、今回は余り細かく区分を多くするというよりは、他の制限ありという一般的な記述でまとめてしまう形で対応するというのが1つのあり方なのかなと、こういった整理にさせていただいた経緯を、内部の話ですけれども、記憶しているところです。この点の詳細を確認の上、最終的な結論にさせていただけるとよいのではないかと考えます。

○高野座長 資料で言うと、4ページの表の2番目ですね。わかりました。契約書ごとに

分けたりすると、2万8000は間違いじゃないかと思うけれども、2800ぐらいにはすぐなりそう。DPLAの大問題だというのは、会う人、会う人に聞いていると思います。

はい。

○白鳥室長 前回ご紹介したのですけれども、4ページにある保護期間、50とあるのですけれども、70になっておりますので、念のため。

以上です。

○高野座長 はい。

○高野座長 それでは、議論も出尽くしたと思いますので、次の議題に移らせていただきます。もう一つの大きいメインですけれども、「4 ジャパンサーチ（試験公開版）の一般公開について」ということで、これは国会図書館からご説明いただきます。よろしくお願ひします。

○木藤副部長 国立国会図書館の木藤でございます。

資料4-1に沿いまして、ジャパンサーチ（試験公開版）の体系的な状況をご説明いたしまして、一般公開についてご議論いただければと思っております。

まず、2ページ目をご覧ください。こちらは、1月11日現在の連携状況でございます。現時点で、メタデータの件数としては1400万件が登録されております。そのうち、サムネイル画像が本登録されておりますのが約22万件になっております。例えば、文化遺産オンラインのサムネイルが、データとしては多数あるのですけれども、現時点では仮登録となっているので、本登録はまだということで、現状ではなしという表記となっております。

あと、スライドの下の方の2でございますが、12月に行われました有志会合で、今後連携調整に進むことが望ましいと具体的にされました3件のデジタルアーカイブをこちらに挙げております。これにつきましては、連携調整を全て開始しております。このうちの一番上にあります早稲田大学の演劇博物館からは、映画・舞台芸術というカテゴリーを新設してほしいという要望をいただいております。もし本日の会議でご異論がなければ、追加させていただければと考えております。ご意見いただければと思います。

続きまして、3ページ目ですけれども、公開に向けたスケジュール想定と、公開までの課題を記しております。今週、1月15日にjpsearch.go.jpドメインでの関係者公開を既に開始しております。

ただ、次の4ページに記しておりますように、まだ作業中の機能等がございます。これらについては1月28日までに性能テスト、デザイン修正などを行って整えていく想定でございます。API機能も、この期間までのうちに公開いたしますので、あわせてご確認いただければと思います。こちらでは手直しが必要と考えている項目はいろいろあるのでございますけれども、現在のバージョンをご確認いただきまして、1月25日までにご意見、ご要望を開発担当の国立国会図書館までお寄せください。

お寄せいただいたご意見、ご要望への対応につきましては、高野座長とご相談させてい

ただき、それらを踏まえて一般公開日までにどこまで対応するかということと、一般公開日を具体的にどのような日程とするかについて、座長に決定していただくという想定をしております。

また、システム面以外の公開までに行うべきこととして、ここに挙げておりますけれども、コンテンツの二次利用条件表示に関しまして、本日の議論で登録表示方法も決まると思われますので、この結果をシステムに反映させます。連携機関の皆様におかれましては、データの確認・再登録を進めていただく必要が出てくる可能性があります。

また、トップページにどんな画像を載せるかについても決める必要がありますけれども、オープンに自由に使える画像を載せることが望ましいと考えておりますので、その利用条件に当てはまるものでご推薦いただけるものがあつたら、ぜひお待ちしております。

プライバシーポリシーを含むサイトポリシーについても確定する必要があると考えておりまして、これについては、私どもで考えた案を資料4-2として今回お付けしておりますので、そちらについても1月25日までにご意見いただければ、必要に応じて修正してまいりますので、お願いいたします。

キュレーションページ・電子展示会と申しておりましたものの名称については、これまで長い間、いろいろなご意見をいただいておりますが、現在のシステム上、「ギャラリーとトピック」という名称で統一しておりますので、もしよりよい名称がありましたらお寄せください。

続きまして、4ページ目、本日時点のシステムの未対応のところを挙げております。こちらについては、先ほど申しましたように、1月28日までには整備が必要と考えておりまして、整備を進めてまいります。

その次のページ、5ページ目ですけれども、一般公開時の機能につきまして記しております。連携機関向けと個人向けに機能を分けております。一般個人向けにつきましては、有志会合でのご議論も踏まえまして、機能を限定して公開すると想定しております。例えば、ノート機能につきましては、公開当初、一般個人には公開しない想定と現在考えております。ノート機能は使えないのですけれども、マイノート編集と出力はできることとしております。これは、自分のお気に入りを追加・編集はできるけれども、他人と共有・公開する機能はないという状態でございます。

来年度になりまして、随時、一般個人向けを含めて、今回×としているものについても、必要度が高いものから順次追加していければいいのかなと考えております。

続きまして、6ページ目ですけれども、一般公開に向けまして、連携機関の皆様におかれまして、それぞれデータの整備について、ここに挙げましたような点に特にご留意いただいて、ご確認、ご対応をお願いできればと思います。特に、見出し以外の青字のところが重要ではないかと考えております。

1のメタデータの整備につきましては、メタデータの項目の説明と、必要最小限でよろしいので、英語ラベルの追加をご検討いただければと思います。あと、このメタデータの

整備につきまして、特に公開時のインパクトという点で一番重要と考えておりますのは、サムネイル画像URLの追加で、2ページ目でも申しましたように、サムネイル画像で本登録されていますものがまだ22万件ということですので、画像があるものをより表示できるようにしたいと考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

2のデータベース紹介ベース・組織紹介ページにつきましても、代表画像というものをに入れていただきますと、サムネイル画像と同じく、画像の有無でジャパンサーチの画面上での印象が異なってまいりますので、ご協力いただければと思います。

また、コンテンツの権利表示につきましては、本日の議論を踏まえて修正を行いますので、必要に応じて再設定をお願いすることとなります。

3のノート機能、カスタム検索作成機能については、まだお使いになっていらっしゃるところがそれほど多くないのではないかと思いますので、この件、ぜひご利用いただければと思います。

続きまして、7ページ目、こちらは一般公開時の広報につきまして、知財事務局のほうからお伺いしております、このような方式で広報することを検討しているということを一覧で出しております。プレスリリースですとか、デジタルアーカイブジャパン推進委員会ホームページでの紹介、メルマガ、SNSなどを考えられているそうですけれども、ほかにより広報方法などがありましたら、アイデアを事務局までお寄せいただければ、そちらも検討させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○高野座長 以上がNDLとしての状況報告と作戦ということですが、多分、一番最初に私が1枚ペラを出したことなどの観点で、このご提案を見て、ここは検討がまだ足りないのではないかとすることがあれば、コメント、ご意見等、積極的に寄せいただければと思います。時間は10分以上とってありますので、ざっくばらんをお願いいたします。

デザインをそんなに大きく変えないつもりで、これは計画されていると思いますが、ぱっと普通のタブレットで開くと、大きな画像がぼんと出てきて、あとは何も出てこないとか、現状、そうだと思いますけれども、それはちょっと違うのではないかとということもあるかもしれないし、一般ユーザーとしての自分にとってどうかという目でもご検討いただければと思います。今のご説明が、情報提供館に対するお願いという話と、一般のユーザーとしてもテストしてくださいというのがごちゃごちゃになっていたかと思いますが、ぜひいろいろな立場で、いろいろな形でフィードバックをいただければというのが正直なところです。

多分、余りつないでみておられないのではないかと思います。僕もそんなに何回もやっていないですけども、見るたびにまだ工事中のような感じが露骨にして、何かできたのかなと思って、クリックしてスクロールすると、モーダルの画面が出てきて何もわからない。本当だったら、皆さんにチェックをお願いするというフェーズではないのではないかと、さっきやってそういう感じでした。バグなのか、工事中なのか、ちょっとわ

からないですが。

そういうことをこのレベルでリリースしてしまうと、物すごく印象が悪いのではないかというのが、僕ら、これまでいろいろなサービスをそれなりにリリースしてきた人間の常識としては、二度と来てもらえないということがあるかなという気もするのです。だから、ゴーサインはかなり慎重に出すという方向では考えたいと思っています。

ただ、2月27日に知財事務局がデジタルアーカイブ産学官フォーラムを日比谷図書文化館で開催する予定になっているかと思いますが、そこで一般公開が間に合えば、そこでお披露目もいいですし、間に合わなくても、間もなくこれがリリースされますというアナウンスをあわせて行けたらぐらいの感覚をこっちは持っています。NDLもそれぐらいだったら待てるというか、今年度事業だから今年度中にということが多分あるだろうと思いますけれども、いかがでしょうか。

田良島さん、何か。

○田良島課長 せっかく出すのであれば、サムネイルをつけた状態のほうがよろしいかなと思っています。今、ちょっと確認しましたら。2万ほどありますけれども、年度内ぐらいまで時間をいただくと、ある程度載せられる。現状でサムネイルの表を見ると、ほとんどがNDLさんの画像なので、連携を見せるには弱いかなと思っています。

○高野座長 僕の最初のメモでも書いたように、私自身の感覚からすると、第1陣は少なくとも写真が全部ついているような範囲だけでリリースしても、それが5万件、3万件であってもいいのではないかというのが正直なところ。そこに見る気がしないようなものが8割方まじってきて、件数が多いですと言われても、普通の人にはそれはサービスとしておもしろいと感じないと、僕自身のイメージからすると思うのでという話はしたのです。

ただ、NDLとしては数字が欲しいというか、ジャパンサーチとしては件数、連携1400万件というのを打ち出したいというのがすごく強くあるのかなというのを、ご担当と話していて、僕は印象としては持ちました。そうでなければどうぞ。

○木藤副部長 そんなことはございませんので、こちらにも画像があって、デジタルアーカイブのポータルであることを出したいのはやまやまですけれども、連携づけが、そもそも画像がそんなにない機関もあるかもしれませんので、その辺りは配慮した形がよいのかなと感じています。

○高野座長 という感じらしいので、改めてこの席で確認できるのは非常にありがたいですけれども、件数をふやすためとしか考えられない本も入れてあるわけですがけれども、それは今回は最初のリリースからは外すということですね。

それから、一般公開の範囲のところ、一般のユーザー向けに見せるところは、22万件なり、それを精査したような画像付きのデータに限って出す。一般の提供館とかがギャラリーをつくったりするときは、ほかの金庫もあくという形もいいかな。あるいは、個人がカスタム検索でいろいろ深いことをやろうとしたときは、本などを見ることができるといのは役に立つかと思います。

○木藤副部長 書籍等の情報につきましては、キュレーションページで参考文献とか関連する情報とかの支援としてリンクさせるために、メタデータしかないようなものも入れさせていただきたいと考えているのが正直なところでございます。

あと、見せるところについては、検索結果については、デジタルコンテンツの画像があるものを上位にして、メタデータしかないものは上のほうに来ないようにする形で、字面ばかりじゃないかみたいなことを避けるようなことを系統的に考えております。

○高野座長 ですが、入っているので、画像がついているのがたった22万件しかないので、どのような言葉で引いても、ほとんどの場合、画像付きのコンテンツがないというのが容易に想像されるわけです。そのときは、全て画像のない結果、上に画像付きのものがないからとなるのではないかと私は想像する。そうすると、印象としては、何で引いても画像がついていないデータがたくさん見つかるサイトとなるのかなというので、それが全部入って動いている状態で。

もう一度確認しますけれども、今はまともに動く感じがしないのですが、きちんとその辺も踏まえて、例えばあらかじめ他の人が用意している100個の検索をやったときに、どのぐらいの比率でおもしろい例示が見つかったかということを一種のベンチマークにして、どの範囲を一般公開にするか、どの範囲をプロ用公開にするかということを決めていければと思いますが、どうでしょうか。それじゃおかしいとか、あるいはもっと厳しくやれということも含めてご意見があれば。

有志会合の議事録をまだ見られていないと思いますけれども、ちょっと見ていただくとわかりますが、僕はこういう感じの意見。全然違う意見の方々もおられたし、今日は残念ながら来られていない杉本先生とかは、国がやるデジタルアーカイブだから、画像つきじゃないということじゃなくて、国としてどういうデータをどういう組織がまとめているのかということを経覧できるようにするというのが、中期・長期の目的としては外してはいけないことだというコメントをいただいて、それは非常に意味があると思いました。ただ、ジャパンサーチとして一番最初に規律する範囲をどちらにするのかというのは、いろいろ作戦があってもいいかなという感じです。

Europeanaは、一番最初、画像とかデジタルコンテンツにたどり着けるものしか引けないようにして、それでも何千万件か集まったのですけれども、画像はついているとはいえ、ぐっと来る画像の密度はそんなにならぬということで、彼らはGoogleに負けたという形ですごく反省していたわけです。ましてや画像がないものがいっぱい入ってくると、もっとクオリティーが低い印象になるかなというのが僕の危惧するところです。

はい。

○北本センター長 有志会合、出たかったのですけれども、出られなくて申しわけありません。

意見ですけれども、まずギャラリーとトピックの違いがよくわかりません。

もう一つは、有志会合の議事録にもありましたけれども、日の丸がかなり目立っている。

またキャッチフレーズとして、「ジャパンサーチで日本を見つけよう」と書いてあります。この辺りはかなり日本を強調していると思いますが、このキャッチフレーズは結構いろいろなところで使われるはずなので、ジャパンサーチのコンセプトが伝わるものにしたほうがいいのかと思いました。日本を見つけるというコンセプトなのかもしれないのですが、日本じゃないものもトピックで出てくることがあるかもしれない。ユーザーにとって、ジャパンサーチを見るモチベーションがどこにあるかということが伝わる方がいいかもしれない。

○高野座長 確かに、黒い背景に赤黒い日の丸がずっと上に上がっていて、そこは要検討かもしれないですね。

ということで、皆さんに対する意見受付は、ちょっと短か過ぎるような気もしますが、1週間、10日ぐらいはこれからあると思いますので、ぜひ一度ぐらいは眺めていただいて、何だ、これはという意見でも構いません。あるいは、ここはすごくいいじゃないかという意見等をお寄せいただければ、それを参考にしながら細かいことを決めていければと思います。

ほかにどうでしょうか。多くの人が満足するサイトというのは非常に難しいというのは、今回有志会合を開いて思いました。僕がかかわっているのは、割とひとりよがりです。突っ走って、それでどうだという話のサイトはいろいろあります。文化遺産オンラインは少し違いますけれども、全然違う専門で、違うこだわりでやってきたものが一堂に集まるというのが、今回のジャパンサーチの大きな特徴だと思うので、そういう方々に、ここなら出しでもいいねとみんなに思ってもらえるような場所をつくって、本当はそれを見せながら参加を呼びかける。

フィールドを英語にしてくださいとか、早く送ってくださいと幾ら言っても、それは最終的にどう見えるかがないうちにそんなことをしても、協力してもらうのは非常に難しいというのが事務局がやっている実感だと思います。

はい。

○生貝准教授 ありがとうございます。

追加して1つです。有志会合でも申し上げさせていただいたところですが、まさに今回の収録範囲のポリシーをどのようにしていくのか。いわゆるMLA、あるいはそれ以外にも広めていくのか、いろいろな切り口でつくっていくことになると思うのですが、もともと今回の一つのモデルになったEuropeanaとかDPLAは、原則としてオープンに再利用できるものを推進しており、今回もそれにかかなり力を入れていくといったことは、先ほどの二次利用条件の議論でも明らかにされているところだと思います。

ですけれども、今回、包括的な日本のポータルということを目指すときに、例えば著作権が生きている近代美術でありますとか、あるいは、まさにVIPOさん等が取り組んでいらっしゃる現代のコンテンツですとか、そういうところも含めて、さまざまな形でサムネイルだけなのか、データまで出すのかどうかといったところはともかくとして、載ってくる

可能性がある。

と申しましたときに、少なくともその2つ、自由に使ってよい世界と、しっかりと権利があつて、そうではない、見ることができるといったところは、利用者側から見ても明確にそれが区別できるようにするということは、特に強調しておく必要があるのかなど。権利表示をいかにわかりやすくしたとしても、これも自由に使ってよいのだと思っていた。それで、現代のコンテンツとか近代美術をちゃんと読まずにインターネットで再利用してしまったということが起こることを、少しでもしっかりと防いでいくという観点からも、その2つの世界は、個人的にはウェブサイトの入り口から分けてしまったほうがいいのかなど思っていたりするところです。

しっかりと必要な権利をちゃんと保護した上で、しかし、自由に使えるものは使って、さまざまな創作をしていただくというところへの配慮が特に求められるところかなと考えております。

○高野座長 どうもありがとうございました。

後藤さん。

○後藤准教授 これは、現在、登録件数とサムネイル件数だけですけれども、コンテンツありとか、何らかのチェック、選り分けができるかどうかによって話が変わるかな。コンテンツの件数が何件あるかというのを、人間文化研究機構のデータをジャパンサーチで調べてみたのですけれども、サムネイルはないけれども、2回か3回クリックしたら画像が出てくるというのがあります。そういうものもうまく取り込むような形が必要なのではないかなと考えております。これが1つ目です。

○高野座長 では。いったんここで。

○徳原課長補佐 有志会合でそういったご指摘がありましたので、システムのほうにコンテンツの公開状況という項目をつくりまして、データベース単位とコンテンツ単位で、それぞれウェブ公開、限定公開、デジタルコンテンツなしといった選択区分を設けさせていただきました。それを設定していただけたら、詳細検索の画面上や検索結果の絞込みができる形に項目をつくってありますし、検索の並び順でも優位にすることになっております。

○後藤准教授 だとしたら、サムネイルの件数というよりは、コンテンツまでアクセスできるというところ、先ほどの座長の話にちょっと絡むと思いますけれども、そこは整理して、最初の検索場面では、コンテンツまで絶対にたどり着けるものを一般ユーザーに保証できるようにしましょうという形でのつくり方をする。サムネイルの件数だと、この数字に負けてしまうので、そういう括り方しておくのがいいのかなど思いました。

○高野座長 僕がサムネイルと言っているのは、多分行った先にはあるだろう。それ以外は印も何もついていないし、それをケアしながら集めていないので、安全策にするとこれになってしまうねという話です。むしろ、データベースでちゃんと印をつけていただいて、こっちでチェックする気は全然ないというのが今ですけれども、なかなかできないので、提供者側が、この範囲は出ています、これはありませんという数字ないしフラグを立てて

いただけるとできる。個々のデータベースですぐになかなか対応できないですね。

○徳原課長補佐 個々のフラグをすぐ設定できるようにデータベースの「基本情報」のところに追加しましたので、データベースの単位ではすぐに設定できます。あと、メタデータにそもそも持っているかどうかわからないですけども、もし区別できる情報を持っている場合は、こちらにその情報をお寄せいただけたら、コンテンツ単位での設定も可能です。データベース定義と違う場合には、コンバーターで、このコンテンツはウェブでアクセスできるデジタルデータを持っている、持っていないみたいな情報を入れることができますので、ご相談いただければ。本日関係者にお送りしたマニュアルは、該当する部分を修正してございます。

○後藤准教授 ぜひそういうフラグが立つといい。青森県・市がデジタルアーカイブを進めているのです。そこには、県・市の自治体の文書を全部データベースの中に入れていて、それをオープンデータでやろうという非常によい試みを進めていて、ジャパンサーチの地域のつなぎ役としてという話がちょっと出るぐらいになっています。なので、そういうときには、サムネイルはどうやっても出てこないけれども、コンテンツありみたいな形になりますので、そういうものをぜひ今後進めていただければと思います。

○高野座長 それは1つの考えですね。最終的に現物にたどり着けることを確認した上で、こちらから集めていく。データベース単位というと結構敷居が高くて、文化遺産オンラインでもデータベース単位でどうですかと言われたら、ノーということになるので、全体20万件ですということになってしまうわけです。個別に指定できるということであれば、そういうことができる形になる。

はい。

○細矢副コレクションディレクター 今、実際にインターネットでご質問を受けて、この間もちょっと気がついたのですけれども、この段階で言うようなことじゃないのかもしれない。ジャパンサーチとカタカナで入れると、このジャパンサーチが出るけれども、英語で入れるとジャパンサーチ株式会社。すごく紛らわしいのですけれども、名前は大丈夫ですね。

○高野座長 「(仮称)」のときまでしか僕は責任がなかったのですが、仮称をとるときには、そういう検査を事務局としては多分しているのではないかと思います。どうですか。

○城田参事官補佐 ジャパンサーチという名称で商標登録はされておりました。

○細矢副コレクションディレクター では、後から出てきた。

○高野座長 同じドメインで登録しないという意味じゃないですね。検索サイトとしては登録していないけれども、会社はあるということですね。

○細矢副コレクションディレクター そこが運営しているサイト。

○高野座長 結構難しいですね。こっちが有名になって、誰も誤解しないようにするというのが本当は一番王道だと。

○細矢副コレクションディレクター サイエンスミュージアムネットもS-Netと言うので

すけれども、サテライト何とかネットのほうが上になってしまっていて、多分こっちのほうが先だったのに。それでトラブルにならないければ大丈夫だと思いますけれどもね。

○高野座長 その商標的なことについても、国がやるのだからと言わずにケアしておいたほうがいい。なかなか難しいですね。商標系も考えておかなければいけない。便乗みたいなものも、ひょっとしたら出てくるかもしれないので、ジャパンサーチの方が先に出来ました、と。

どうでしょうか、ここで僕が決めていいということになれば、画像中心あるいは実際にコンテンツにたどり着けるものを中心に、とりあえず一番の一般ユーザー向けリリースは考えたほうがいいかなと思っているのですけれども、それについてどうでしょうか。後藤さんなどがケアしているデータベース、あるいは細矢さんがケアしているデータベースは、写真まではなかなかたどり着けないけれども、その分野の研究者にとって非常に意味のあるボキャブラリーのセットだったりということがあることは百も承知ですけれども、そういうときに、ああ、僕たちは疎外されたというか、関係ないねと思われてしまうのは非常に残念なのです。

ただ、ざっくばらんに、そういうところもプロフェッショナルなユーザー側の登録では、もちろん全部引けるようになって出てくる。だけれども、一般向けのところは、とりあえずカブトムシの写真が3つ、いいのがあったらそれを載せてもらえるけれども、全昆虫のデータベースというのはなかなか載せることができないということになっていても問題ないでしょうか。

○細矢副コレクションディレクター 魅力的なホームページということから考えると、画像がばんと出てくるのが理想ではあるのですけれども、サイエンスミュージアムネットの中では、画像管理に関しての手間がとてもコストがかかって、権利処理などがとても追いつかないので敬遠しているところがある。そこから経由してしまうので、結果的に画像が出ないということになるのですけれども、もとの博物館のホームページとかには画像がある場合があるので、そこに飛ぶことができるような形にしておけば、ワンクリック余計になるのですけれども、できるだろう。

それを機械的にできるようなことができるようになれば、最終的には画像を見られることになるので、いいのではないかと思いますけれども、現状ではすぐに画像という話にはならないので、やむを得ないことです。その状態で、魅力的じゃないもので公開するというのは、ちょっとまずいのではないかと思います。

実際にこのジャパンサーチで、例えばカラマツという言葉を引きしてみると、生物としてのカラマツばかりじゃなくて、画材としてとか、公文書に出てくる植林の管理しているカラマツというものが、全部横つなぎで出てきて非常におもしろいのです。そういうことが、思わぬ化学反応が生まれるもとになるということを期待して公開する意義があるのではないかと思います。

○高野座長 一般人が来たサイトでも、対象としてはそこまで広げることができるけれど

も、一番最初に入っていったときは、画像ありとか、画像を優先するというのがちゃんとうまく機能するようだったら、順番で何とかコントロールして、印象はこれなら悪くないねということを皆さん、確認いただければいいところかもしれないですね。

では、NDLもこの後頑張りますので、多分こんな画像などをなかなかないようなクエリで引いても、それなりにおもしろいものが出てくることを皆さんにご確認いただいた上で、そういうものを例題に入れたリリースを促す。リリースどおりに打ってくる人が8割だと思うので、結構理想的な結果が得られるイグザンプルを20個ぐらい用意して、こんなものを引いてごらんよといってジャパンサーチのリリースをすることは考えられるかもしれない。

ほかにどうでしょうか。はい。

○北本センター長 さっきのjapan-search.jpの話ですけれども、プレスリリースを見ると、2018年9月に仮オープンで、2019年2月正式オープン予定と書いてある、日本のインバウンド観光向け動画サイトで、リリース時期が近いので、ちょっと大丈夫か心配なところがあります。

○高野座長 初めて知りました。

○北本センター長 JALの機内でも動画を流すなどして、売り込んでいるようです。

○高野座長 今から名称を変えるのはどうですか。

○北本センター長 会社の名前もJapan Search株式会社です。

○高野座長 一営利企業を応援するサイト。幸いこっちはまだリリースしていないので、変えようと思えば変えられる。これは事務局預かりで、知財戦略本部として。僕は、仮称が外れるところは一切関与していないので、最後の最後に違う名前にしたらいいなとずっと思い続けて、「(仮称)」ですと言い続けていたのだけれども、ジャパンサーチという名前になってしまったので、そこはjpsearchですか。

○北本センター長 japan-search.jp。

○高野座長 つづり上はちょっと違う。japan-searchと違うサイトですと、ログインする前にイエスとか。その辺、実務的な面が抜けていて申しわけありません。

皆さんは、これが公開版ですというのが出てから、どのぐらいチェックしていただく期間をとればよろしいですか。1週間とか2週間とかですか。多分、今日のご説明だと、1月28日時点でNDLとしての完成版というイメージのものが出てくる。もちろんそこからコメントしていただいてもいいのですけれども、この提案では僕に任せる。座長一任を今日のこの会議で取りつけて、それで走ってしまいたいという話になっているのですが、僕は自分1人だけで決めたというのもあるな。

最終形が見えてからしかコメントが言えない人は世の中にたくさんいるので、そういう人たちのために1週間なり2週間なりの少なくとも試用期間をとって、その期間は委員の周りの方々にも自由に広めてもらって構わないという形で、提供館だったら、提供館の人は自由に使っていて構わないというプレリリースみたいな形にして、最終、本当の

世の中の人に一般リリースというのを決められるといいというのが座長案としてはあるのですが。有志会合を途中で入れるということは、もちろんできると思いますけれども、サイトの名前を変えようという話も出てくると、大変なことになってしまう。

○田良島課長 スケジュール的に言うと、2月に3連休があるのですけれども、これぐらいまでは、27日の産学官フォーラムで出すのか出さないのか。それで意見を言うというのなら。私たちもさすがに1週間ではできないので、2月の下旬ぐらいまで時間をいただけると。こちらのほうもどういうふうに提供していくかという方向づけができる。

○高野座長 2月2週ぐらいまで見て、それで個人的に2月の下旬、日本にいないという状況もあって、メールは見られますけれどもね。だとすると、必要ならば2月13日以降に1回、有志会みたいなことを開いて、意見を言いたい人は、この場ではなかなか言いにくいことも言ってもらえる場所、あるいはもっと意見を持っている方が同じ組織内におられるかもしれないので、そういう人にも参加してもらおうような機会をつくって、そのフィードバックを踏まえて、3日で直してもらって、27日に少なくともオーディエンスには見せる。Xデー、一般公開は3月でもいいし、2月27日、28日とか。どうでしょうか。

はい。

○木藤副部長 知財事務局さんの方で産学官フォーラムと合わせてプレスリリースを考えておられるということで、プレスリリースするからには、そのオープン、Xデーを明確にする必要があるのですが、27日より少なくとも1週間ぐらい前には決めなければいけないのかなと思っていたのですが、そこをプレスリリースしないということであれば、今の座長のご提案の日程で、ぎりぎりまで、一般のオープン、Xデーについては明確にしないという形で、27日にフォーラムに来ていただいた方には、それなりにちゃんとしたものをお見せするというので進められると思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○田良島課長 プレスリリースで1週間後に公開しますと出すことはできるので、別にその日にオープンしなくても構わないと思います。多分、2月27日のお披露目のやり方は、いろいろバリエーションが考えられると思います。

○木藤副部長 例えば、2月13日までに見ていただいて、そこでご意見いただいたものでオープン前に対応しなければいけないものがそこまで引っ張られますと、本当に3日で対応できるのかどうかというところがわからないかもしれませんので、その辺はどうでしょうか。

○高野座長 だとすれば、今日までに、本当だと最終形を届けていただいて、そういうお話だったと思います。それがずれているのだから、その分、後ろがずれるのは当たり前のことで、この実務者検討委員会自体も本当だったら9月とか10月に開かれるものが1カ月押しでずれているわけだから、全体がずれてもいたし方ないと、座長としてはそう考えます。後ろだけはありきで、これは絶対動かさないけれども、自分の作業はどんどんおくれちゃいましたというのが現状だと思います。なので、そこが無理をして、結局、がっかりとならないような形を、実務者検討委員会の名前が出るなら、そのクオリティーコントロ

ールをしたい。

○木藤副部長 私どもとしては、プレスリリースはむしろしなくてもいいのではないかと考えているのですけれども、状況によってはそれもなしということでしたら、年度内に公開できればいいと思っておりますので。

○高野座長 プレスリリースの主体がNDLである必要はないと考えているのです。だから、それは事務局の中での議論で決めていければと思います。プレスリリースは、そんなに重たいことではないと思います。

他にどうでしょうか。

では、時間も押しておりますので、今日のところは、このような矛盾も抱えた上で、とにかくサービスの最終イメージを一日も早くつくってくれということをNDLにお願いして、それを皆様に開示して、必要なフィードバック、あるいはこれはユーザーテストもしたほうがいいのかという意見があれば、そういうものを加味して、座長なり事務局が総合的に判断して、最終的なリリースの形と日にちを決めていきたい。NDLの事情も考慮して。

ただ、NDL的な事情とか、事務局もそうだと思いますけれども、今年度事業としてちゃんとジャパンサーチを公開しましたということは言いたいということなので、プレリリースでもいいのではないかとというのが、僕の極端な意見としてはそういうものもあったのですけれども、それだと公開したと胸を張れないということなので、サービスが小さくても、対象限定したりしても、この3月いっぱいには一般公開が出ることを待つ。次回の実務者検討委員会も、多分3月までにはやられると思いますので、それまでにリリースされているかもしれませんが、そこで皆さんにもう一回ご報告できると思います。事務局、よろしいですか。

○高野座長 それでは、4番は終わりました、最後、5番です。「第二次中間とりまとめ」の方向性について、お願いします。

○城田参事官補佐 余りお時間がないので、資料の内容についてはかいつまんでお話しをさせていただきます。

次回、第7回が今年度最後の実務者検討委員会になりますので、第2回中間とりまとめに向けまして、どういった議論が不足しているのかですとか、来年度、どういった課題に取り組むかといったご意見をいただきたいと思ひまして、事務局のほうから論点を幾つか挙げさせていただいております。

1番から5番につきましては、第一次中間とりまとめで今年度の主要課題として挙げたところを記載しております。

裏面の6番でございますが、先ほど議題1でも触れましたけれども、ジャパンサーチの運用体制の在り方について検討が必要であるというところで、ジャパンサーチの正式版公開に向けて、今後、どういった運用体制を整備していくことが必要か。

7番、デジタルアーカイブのアセスメントツールを使った評価方法の整理につきまして、

昨年度、実務者検討委員会で作成しましたアセスメントツールを用いて事例報告などができないかということに記載しております。

8番、デジタルアーカイブの広報・ノウハウの共有の在り方の検討につきまして、先ほど細矢様からもご指摘がございましたが、我々が今まで検討してきたこと、ノウハウとか情報をホームページにまとめて記載して、ここを見れば大体のことがわかるといったウェブサイトのようなものを作成できないかということに記載しております。

最後、9番、デジタルアーカイブの「エコシステム」を回していくためには、こういった手段・手法が考えられるかということ論点として挙げさせていただいております。

これにつきまして皆様からご意見をいただければと思います。

○高野座長 いかがでしょうか。ご質問、コメント等ございましたら、お願いいたします。

はい。

○生貝准教授 生貝でございます。

ここまで、事務局側のような発言が続いておりましたので、一研究者としての改めての意見ですけれども、この前の検討会から足かけ4年近くになりましょうか、大きくはEuropeanaのような広域の統合ポータルをつくらうということの一つの目的として進められてきまして、今回、こういった形で統合ポータルが開設されるということは非常に重要なことだと思います。

でございますけれども、もともとのEuropeanaという取り組みの中で、統合ポータルをつくるというのは、あくまで氷山の一角でしかないというか、取り組み全体の中を軽くつないでいる部分をEuropeana.euが指します。

あれは、あくまで例えばヨーロッパ全体の中で、いかにデジタルアーカイブの取り組みを分野ごとにさらに促進して行って、つなぎ役、アグリゲーターと呼ばれるようなものを、今あるところについても、その取り組みをより強化・支援して行って、あるいは今日、ここにいない分野のような、ファッション、その他の新しい文化のあり方、あるいは地域の文化資源をいかにしてより公開して、Europeanaとのネットワークを連携して拡大していけるかということに関する取り組み全体を指して、それをつないでいるのが、象徴としてのEuropeana.euというポータルサイトだという認識でいるということは、僕自身、もともと申し上げてきたつもりでございます。

そのようなときに、今回、VIP0様からご紹介いただきました調査報告書、非常に重要なまとめの中で、例えば19ページをご覧くださいますと、まさしくEuropeana、全欧州のさまざまな文化施設やアーカイブ機関、そして事業者サイドも含めた形での合議体、連合体としてのところに充実した予算をつけまして、それをより連携を加速させていくためのプロジェクトというのは、果たしてどういうことなのか。そして、それに実際にどういう取り組みが必要なのかということを決めて、ファンディングもしている。

こういうEuropeanaの機能のことを、アーツカウンシルをもじって、デジタルアーカイブカウンシルと呼んだりすることも多いのですけれども、こういう形で、取り組みとして、

そして組織としてのEuropeanaファンデーションというところを、ヨーロッパ全体のデジタルアーカイブを促進していくための一連の取り組みのことを、僕はそのように呼ぶのだと考えております。

ですので、何を申し上げたいかといいますと、ここまでの議論のまとめ、そして次の取り組みに向けてもそうですけれども、これはもちろん確認的にというところがございますけれども、デジタルアーカイブジャパンの取り組みということが、ポータルサイトをつかって終わり。そして、それを継続的に運用していくということだけを、もともと指すものではないはずだといったところ。

1つは、広くはデジタル時代の文化政策であって、もう一つは、こういった公的な文化施設のデジタルファースト化、あるいは広くは官民データの活用といったところにもかかわるところに、予算措置を含めた、そして活動をより広げていき、情報社会の知的インフラとしての我が国のジャパンサーチというものを全体としてどのように育てていくかということ、今年の成果をもって、来年度はぜひ正面から取り組んでいくことができるのではないかと考えているところです。

少し僭越になりますが、私が思うところでございます。

○高野座長 重要なポイントをどうもありがとうございました。

デジタルアーカイブジャパン全体の活動というのは一体何だったかという、ジャパンサーチをつくるためだけに皆様にお集まりいただいているわけでは、さらさらないわけで、今日の二次利用ガイドライン、ああいうことを分野を超えて議論し、国としてどういうふうにしていったらいいのかという方針を1つ指し示していくということが重要だと思うので、今の議題の中間まとめというところも、そういう観点で幅広い形で活動しているし、目配りしているということを実証立てる上で重要ななと思っています。

できたら、そのサイト、先ほど細矢さんのご指摘もあったように、役に立ちそうな、周りを説得するのに使えるような発信拠点というものを、ジャパンサーチとは別にデジタルアーカイブジャパンのサイトみたいな形でウェブ上に持って、みんながそれを見ながら、自分の周りの人たちの啓蒙もできることにつながると本当はいいなと。今年度は無理かもしれないですけども、来年度は最終年度になるのかなと思いますので、来年度続くようでしたら、そういうことにつなげて、本当は予算も取れる組織にならないと、この実務者検討委員会解散とともに終わりますということだと、ちょっともったいない感じがします。

ほかにはいかがでしょうか。論点として、これは抜けているのではないかというのは、今、ぱっと見てなかなか出てこないかもしれませんが。あと、今日戻られて、気づかれたようなことがありましたら、また事務局等にご提案いただければ、第3回でもそれを含めて議論できると思いますので、よろしく願いいたします。

今日、これで予定していた議論は大体終わりですか。事務局というか、推進側の足並みの不一致とかが出て、非常に申しわけなかったですけども、全体的な印象でも構いません。自分たちは余り関係ないなということを感じられた方も今日は多かったかと思います

が、デジタルアーカイブジャパンとして、もうちょっとこういうことを議論してもらいたいのか、あるいはこれは関係ないなという感想でも構いませんので、どうでしょうか。なかなか言いにくいですかね。

それでは、ほぼ時間になりましたので、今日はこれで終わりにしたいと思います。熱心にご議論いただいて感謝いたします。どうもありがとうございました。

今後の話、事務連絡が。

○城田参事官補佐 次回以降の予定につきましては、今月中にメールにて日程照会を始めさせていただきます、照会結果を踏まえつつ、第7回会合を3月上旬ごろに開催する予定でございます。

また、前回の実務者検討委員会でもアナウンスさせていただいたところでございますけれども、2月27日に日比谷図書館日比谷コンベンションホールにおきまして産学官フォーラムを開催する予定でございます。こちらにつきましては、1月下旬から参加者受付を開始する予定でございますので、また受付開始しましたら、皆様にメールにてご連絡させていただきますので、こちらもお知らせいたします。

以上です。

○高野座長 どうもありがとうございました。